

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

- 事業所数：416 事業所（R1 経済センサス）
- 中小企業比率：100%（H19 商業統計調査、H20 工業統計調査）
- 産業ごとの従事比率（R2 国勢調査）
 - ・第1次産業就業者比率：7.9%
 - ・第2次産業就業者比率：29.5%
 - ・第3次産業就業者比率：62.6%

つるぎ町は、徳島県西部の山間地に位置する、人口1万人に満たない小さな町である。

本町の産業には、3つの地区それぞれの特色がある。

貞光地区は、「二層うだつの町並み」が示すように、古くは葉タバコの集積地、また交通の要衝として徳島県西部の主要商業地域のひとつであった。現在も小売業・サービス業を中心とした町内随一の商業地である。また、小山北工業団地をはじめとする4箇所の工業団地を有し、製造業を中心とした10企業を誘致している。徳島県西部の貴重な雇用の場として、町内外から約880人が働いている。

半田地区は、江戸後期に発祥した「半田そうめん」の生産地であり、今なお全国的に展開されている。現在、20社あまりのそうめん製造業者が平野部から山間部に広く立地しているが、これらは30億円程度の製造出荷額を維持している。

一字地区は、全て山間部に属し、農林業や建設業が生業とされている。

近年、つるぎ町の人口減少率及び高齢化率は、全国的にみても速いスピードで進行しており、2015年の8,930人が、2040年には4,942人まで半減すると予想されている。さらに、「消滅可能性」のある自治体のひとつにも加えられ、厳しい将来予測がされている。それに伴って、町内の中小企業数は減少の一途を辿っており、さらに商店経営者の高齢化と後継者の不在は、廃業や事業縮小などの悪循環を招き、商工業を取り巻く可能性は厳しくなるものと考えられる。

このような状況下にある本町では、『つるぎ町創業支援事業計画』に基づき、徳島県・(公財)とくしま産業振興機構・つるぎ町商工会が連携し、創業支援体制を整備することで年間3件の創業の実現を目指している。創業希望者への窓口相談を実施すると共に、認定連携創業支援事業者が提供する事業と連携し、創業を目指す事業者への支援強化を図っている。

○ワンストップ相談窓口の設置

つるぎ町役場産業経済課に設け、創業支援事業者等と密に連携し、各種相談の対応を行うとともに、創業に関する様々な課題の解決を図る。

○空き店舗等活用支援事業

空き店舗・空き家・空き地に新たに店舗・事業所等を開設する者又は事業承継を行った者に対し、開設に要する経費の2分の1以上の額(上限50万円)を交付する。

○いつでも創業相談窓口設置

業種・業態選びから、ビジネスプラン・事業計画書の作成、資金調達、会社設立のための手続きなど様々な相談に対する一次対応を、商工会の経営指導員が実施。

○女性起業塾、起業力養成講座、創業セミナーなど、認定連携創業支援事業者との連携事業

上記のような創業支援を継続しつつ、本取組によって町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、特に徳島県西部における商工業の中核として経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

つるぎ町の産業は、農林業、製造業(主に半田そうめん)、建設業、小売業・サービス業がメインであり、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

つるぎ町の産業は、平野部が主であるが、山間部にもいくつか立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、つるぎ町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

つるぎ町の産業は、農林業、製造業（主に半田そうめん）、建設業、小売業・サービス業がメインであるが、多様な業種がつるぎ町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

対象事業について、本計画においては上記と同様、労働生産性が年平均 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 6 月 18 日から令和 7 年 6 月 17 日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。